

緑の森公園越谷市弓道場の事業実績等に関する資料

1 運営体制

施設職員配置人数・・・臨時職員4名

2 利用状況について

【弓道場】

(単位:人)

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	比較(前年)
利用件数	2,330	12,902	13,428	13,571	13,870	299
利用者数	9,719	15,050	16,481	17,166	17,925	759

3 決算額について

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	
弓道場	委託料	6,794,000	7,500,000	7,600,000	7,800,000	7,900,000
	決算額	6,794,000	7,500,000	7,600,000	7,800,000	7,690,000
	戻入額	0	0	0	0	210,000

4 使用料収入について

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
弓道場	968,520	1,412,960	1,478,480	1,531,400	1,623,800
	比較(前年)	444,440	65,520	52,920	92,400

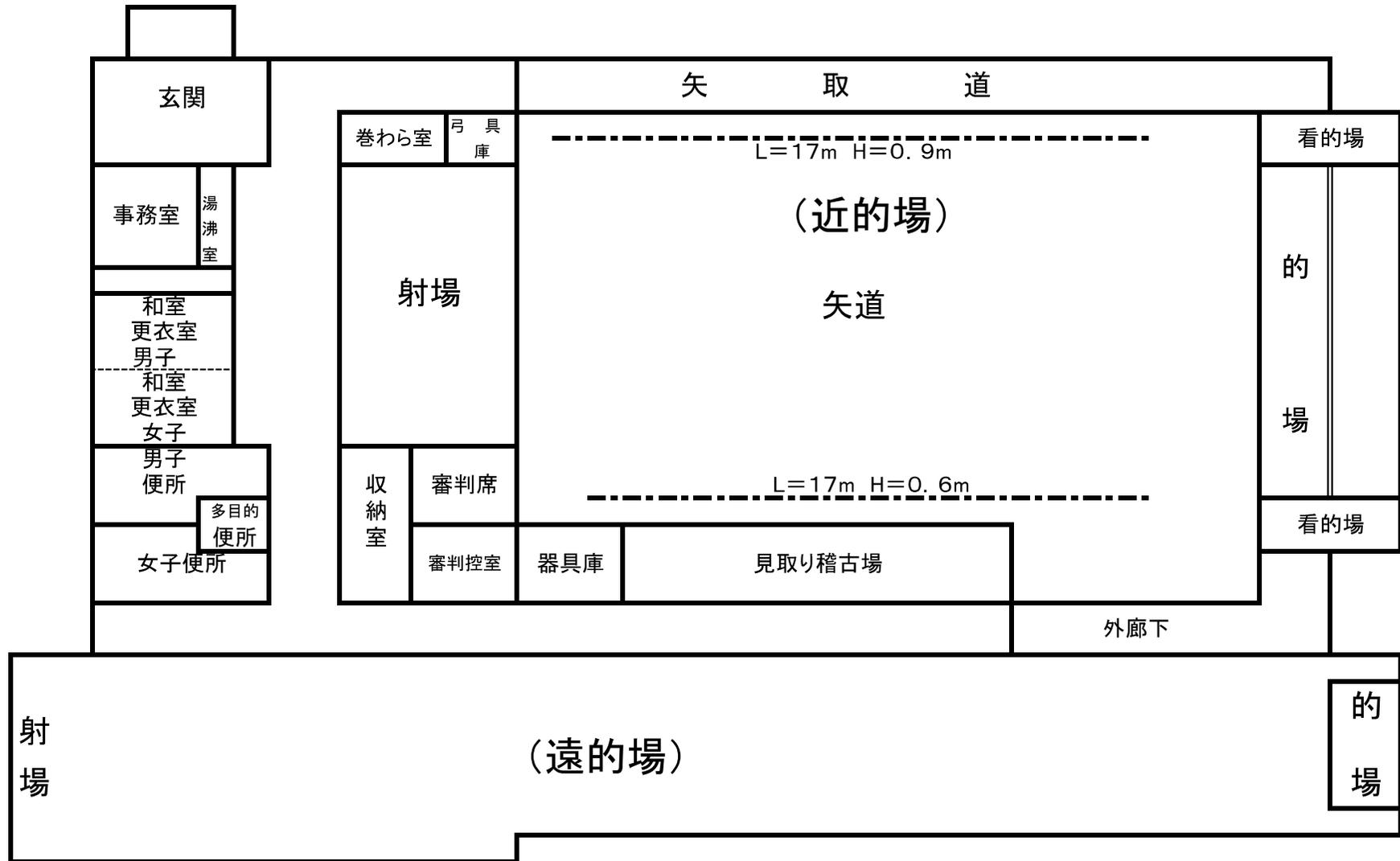
5 自主事業・共催事業等について

【緑の森公園越谷市弓道場】

(1) 自主事業 (R 6 年度)

事業名	実施日	回数	参加人数
ゼロからはじめる弓道教室	5月22日、25日、 29日 6月1日、5日、 8日、12日、 15日	8	177人
中学生の弓道体験教室	7月27日	1	11人
秋季大人の1日弓道体験教室	11月16日	1	18人
春季大人の1日弓道体験教室	3月16日	1	19人

弓道場平面図



○越谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年3月31日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、法第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする施設の事業計画書（以下「事業計画書」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる選定基準に照らし、施設の管理を行うに当たり、最も適していると思われる候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

(1) 利用対象者の平等利用が確保できるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(協定の締結)

第4条 前条の規定により指定管理者の指定を受ける団体等は、市長と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 法第244条の2第7項の事業報告書には、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載し、翌年度の5月31日までにこれを市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定管理者であったものは、その満了した日又は取り消された日までにに関する事業報告書を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施の状況及び利用の状況に関する事項
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支の状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定等の告示)

第6条 市長は、第3条の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときも、同様とする。

(教育委員会管理の施設への適用)

第7条 この条例を越谷市教育委員会が管理する施設に適用する場合には、この条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○越谷市教育委員会の所管に係る越谷市公の施設に係る指定管理者
の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年7月1日

教委規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
が管理する公の施設に係る越谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手
続等に関する条例（平成17年条例第8号。以下「条例」という。）の
施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書)

第2条 条例第2条の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(事業報告書)

第3条 条例第5条の事業報告書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(告示事項)

第4条 条例第6条の規定により指定管理者の指定をしたときにおいて告
示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- (2) 指定管理者となる団体の名称
- (3) 指定する期間
- (4) 管理業務の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 条例第6条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定
めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときにおいて告示する事
項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせている施設の名称
- (2) 指定管理者となっている団体の名称
- (3) 取消し又は命令の内容

(4) 取消し又は命令の理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年教委規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

越谷市教育委員会 宛

	団体の名称	_____
	団体の所在地	_____
申請者	団体の代表者名	_____ 印
	連絡担当者	_____
	電話番号	() _____

越谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称及び所在地
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設の所在地

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) その他教育委員会が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

指定管理者事業報告書

年 月 日

越谷市教育委員会 宛

指定管理者 団体の名称 _____
団体の所在地 _____
団体の代表者名 _____
連絡担当者 _____
電話番号 () _____

越谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理を行っている施設の名称及び所在地

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地

2 管理業務の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 管理業務の実施の状況及び利用の状況に関する書類
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する書類
- (3) 管理経費の収支の状況に関する書類
- (4) その他施設の管理の実態を把握するため教育委員会が必要と認める書類

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

○越谷市立屋外体育施設条例

昭和63年3月26日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、屋外体育施設(公園施設である屋外体育施設を含む。以下同じ。)の設置、管理について必要な事項を定め、スポーツの振興と利用の適正化を図り、もって豊かで明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 屋外体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越谷市立北体育館庭球場	越谷市大字大杉510番地

2 公園施設として設置する屋外体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越谷市立北越谷第五公園野球場	越谷市北越谷五丁目482番地
越谷市立北越谷第五公園洋弓場	越谷市北越谷五丁目482番地
越谷市立東越谷第二公園庭球場	越谷市東越谷三丁目14番地
越谷市民球場	越谷市増林三丁目1番地
越谷市立越谷総合公園多目的運動場	越谷市増林三丁目1番地
越谷市立越谷総合公園庭球場	越谷市増林三丁目1番地
越谷市立越谷流通公園サッカー場	越谷市流通団地三丁目4番地
越谷市立千間台第四公園野球場	越谷市千間台西四丁目1番地
越谷市立大杉公園野球場	越谷市大字大杉518番地
越谷市立川柳公園野球場	越谷市川柳町四丁目15番地1
越谷市立川柳公園庭球場	越谷市川柳町四丁目15番地1

越谷市立出羽公園庭球場	越谷市新川町一丁目 4 2 9 番地 2
出羽公園越谷市相撲場	越谷市七左町四丁目 2 2 3 番地
越谷市立しらこぼと運動公園競技場	越谷市大字小曾川 7 2 9 番地 1
越谷市立しらこぼと運動公園第 2 競技場	越谷市大字砂原 3 9 番地
越谷市立しらこぼと運動公園野球場	越谷市大字砂原 3 9 番地
越谷市立しらこぼと運動公園庭球場	越谷市大字砂原 3 9 番地
越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場	越谷市大字砂原 3 9 番地
越谷市立平方公園野球場	越谷市大字平方 2, 4 0 2 番地
越谷市立平方公園庭球場	越谷市大字平方 2, 4 0 2 番地
緑の森公園越谷市弓道場	越谷市越ヶ谷 2, 5 7 9 番地

(管理)

第 3 条 屋外体育施設は、越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第 4 条 屋外体育施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関すること。
- (3) その他屋外体育施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(供用日及び供用時間)

第 4 条の 2 屋外体育施設の供用日及び供用時間は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可)

第5条 屋外体育施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 教育委員会は、前条の許可に係る使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、屋外体育施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設の管理上支障があるとき。

(3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用料等)

第7条 屋外体育施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、使用者は、屋外体育施設の有料の設備を使用するとき、規則で定める使用料を併せて納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1) 第5条第2項に規定する許可の条件に違反したとき。

(2) 第6条各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

(4) 虚偽又は不正により許可を受けたとき。

(5) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により施設の使用ができなくなったとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、屋外体育施設の使用を終えたとき又は第9条の規定により使用許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、屋外体育施設を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 教育委員会は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、教育委員会が指定する屋外体育施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に教育委員会が指定する屋外体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第4条各号に規定する業務

(2) 教育委員会が指定する屋外体育施設の使用の許可に関する業務

(3) 教育委員会が指定する屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務

(4) その他教育委員会が別に定める業務

3 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第4条の2から第6条まで及び第9条の規定の適用については、第4条の2中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、当該指定管理者が管理を行う屋外体育施設で特に必要と認めるときは、教育

委員会の承認を得て」と、第5条第1項中「屋外体育施設を使用しようとする者は、教育委員会」とあるのは「指定管理者が管理を行う屋外体育施設を使用しようとする者は、当該指定管理者」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「屋外体育施設」とあるのは「当該指定管理者が管理を行う屋外体育施設」と、第9条中「教育委員会は、使用者」とあるのは「指定管理者は、当該指定管理者が管理を行う屋外体育施設の使用許可を受けた者」とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第7条の規定は、昭和63年6月1日以後の使用に係る申込み（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に越谷市都市公園条例（昭和43年条例第27号）及び越谷市立体育館条例（昭和56年条例第10号）の規定に基づき行われた申込みを除く。）について適用する。

(経過措置)

3 施行日前に越谷市都市公園条例及び越谷市立体育館条例の規定によりなされた使用許可、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた使用許可、手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和63年条例第26号）

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。

(越谷市立体育館条例の一部改正)

2 越谷市立体育館条例(昭和56年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成4年条例第21号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、平成5年2月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第17号)

この条例は、平成6年9月4日から施行する。ただし、第7条及び別表の改正規定は、同年8月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第13号)

この条例は、平成8年6月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成8年5月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の越谷市市民会館設置及び管理条例、越谷市立あだたら高原少年自然の家条例、越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例、越谷市立体育館条例、越谷市立屋外体育施設条例及び越谷市民保養施設おがの山

荘設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る使用料について適用し、同日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第16号）

この条例は、平成10年5月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第41号）

この条例は、平成14年12月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第44号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1項越谷総合公園陸上競技場の項の改正規定 平成16年3月1日

(2) 第2条第2項の表の改正規定（「越谷市立越谷総合公園陸上競技場」を「越谷市立越谷総合公園多目的運動場」に改める部分に限る。）及び別表備考（1）の改正規定 平成16年4月1日

(3) 別表第1項にしらこぼと運動公園第2競技場の項を加える改正規定 平成16年9月1日

(4) 前3号に掲げる規定以外の規定 平成16年10月1日

附 則（平成17年条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 指定管理者に屋外体育施設の管理を行わせるときは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の越谷市立屋外体育施設条例の規定により教育委員会がした使用の許可その他の処

分（当該指定管理者が管理を行う屋外体育施設の施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の越谷市立屋外体育施設条例の相当規定により当該指定管理者がした使用の許可その他の処分とみなす。

附 則（平成 17 年条例第 70 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 35 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 第 1 条の規定による改正後の越谷市立体育館条例別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 2 条の規定による改正後の越谷市立屋外体育施設条例別表第 2 の規定は、令和 5 年 9 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条の 2 関係）

屋外体育施設		供用日	供用時間
越谷市民球場	野球場	4 月～11 月	午前 9 時～午後 9 時
	会議室	4 月～11 月	午前 9 時～午後 9 時
		12 月～3 月（年末年始）	午前 9 時～午後 5 時

		を除く。)	
その他の野球場	4月～11月		午前6時～午後9時
ソフトボール場	4月～11月		午前8時～午後6時
越谷総合公園多目的運動場	4月～3月（年末年始を除く。）		午前6時～午後6時
庭球場	4月～3月（年末年始を除く。）		午前8時～午後9時
サッカー場	4月～3月（年末年始を除く。）		午前6時～午後9時
洋弓場	4月～3月（年末年始を除く。）		午前8時～午後9時
弓道場	4月～3月（毎週月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）にあたる時は、その翌日）及び年末年始を除く。）		午前9時～午後9時
相撲場	4月～3月（毎週火曜日（この日が休日にあたる時は、その翌日）及び年末年始を除く。）		午前9時～午後5時
しらこぼと運動公園競技場	4月～3月（年末年始を除く。）		午前9時～午後5時
しらこぼと運動公園第2	4月～3月（年末年始を		午前6時～午後9時

競技場	除く。)	
-----	------	--

備考 大会等に限り、供用開始時間を越谷市民球場にあつては午前8時、
越谷市立越谷総合公園庭球場及び越谷市立しらこぼと運動公園競技場
にあつては午前6時とすることができる。

別表第2（第7条関係）

1 基本使用料

屋外体育施設	区分	使用単位	金額（円）
越谷市民球場	野球場1面	午前9時～正午	7,200
		午後1時～午後5時	9,600
		午後6時～午後9時	7,200
		午前9時～午後9時	24,000
	会議室1室	1時間	200
しらこぼと運動公園野球場	1面	1時間	1,200
その他の野球場	1面	1時間	1,000
ソフトボール場	1面	1時間	700
越谷総合公園多目的運動場	全面	1時間	1,600
	2分の1面	1時間	800
	4分の1面	1時間	400
しらこぼと運動公園競技場	競技場1面	個人1回	300
		団体 午前9時～正午	5,400
		午後1時～午後5時	7,200
		午前9時～午後5時	12,600

	会議室 1 室	1 時間	1 0 0
しらこぼと運動公園第 2 競技場	全面	1 時間	1, 2 0 0
	2 分の 1 面	1 時間	6 0 0
しらこぼと運動公園庭球場	1 面	1 時間	5 0 0
東越谷第二公園庭球場	1 面	1 時間	5 0 0
その他の庭球場	1 面	1 時間	4 0 0
サッカー場	1 面	1 時間	1, 0 0 0
洋弓場	1 面	1 時間	2 0 0
弓道場	1 面	1 時間	2 0 0
相撲場	全面	個人 1 時間	1 0 0
		団体 1 時間	5 0 0

2 増使用料

5 市 1 町外使用の場合	5 市 1 町外のものの増使用料は、基本使用料に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額
その他の場合 で営利・宣伝を 目的とする場 合	基本使用料に 1 0 0 分の 3 0 0 を乗じて得た額
入場料金等を 徴収する場合	使用者が入場料金等（入場料その他これらに類する料金を徴収する場合、以下同じ。）を徴収する場合の増使用料は、1 回の入場料金等の徴収において販売予定数の最も多い価格区分（販売予定数が同数の価格区分が複数ある場合にあつては、最も高い価格区分）の入場料金等に 1 0 0 を乗じて得た額

備考

- (1) 単位時間を超えて使用した場合は、その超過した時間（1時間未満は1時間とみなす。）に応じ、超過使用料（1時間あたりの超過使用料は、基本使用料の額とする。ただし、市民球場（会議室を除く。）を使用する場合は2,400円、しらこぼと運動公園競技場（会議室を除く。）を使用する場合は1,800円とする。）を徴収する。ただし、市民球場（会議室を除く。）及びしらこぼと運動公園競技場（会議室を除く。）の2以上の単位時間にわたって使用する場合の中間時間の使用料は、無料とする。
- (2) 「5市1町外のもの」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。
- ア 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市又は松伏町に住所又は事業所を有する者
- イ 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市又は松伏町の区域内の学校の児童、生徒若しくは学生又はこれらの者をもつて構成する団体
- (3) 増使用料の算出にあたり、それぞれの場合が重複するときは、該当する額を加算するものとする。
- (4) 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

○越谷市立屋外体育施設条例施行規則

昭和59年3月21日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市立屋外体育施設条例（昭和63年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(使用許可申請)

第3条 屋外体育施設（以下「体育施設」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第5条の規定に基づき、越谷市立屋外体育施設使用許可申請書（第1号様式）を越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。条例第13条第1項の規定により指定管理者に教育委員会が指定する体育施設の管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第5条、第6条、第9条第1項第1号カ、第10条第1項第3号及び第13条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（以下「予約案内システム」という。）を利用して使用許可を受けようとする場合は、端末機による利用者番号、暗証番号その他必要な事項の入力をもつて前項の手続きに代えるものとする。

(使用許可の順序等)

第4条 使用の許可は、教育委員会が別に定める抽選申込の手順又は申請の順序による。

(申請期間)

第5条 前条に規定する申請は、別表第1に定める期間内に行うものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第6条 教育委員会は、体育施設の使用を許可したときは、越谷市立屋外体育施設使用許可書兼領収書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、越谷市立しらこぼと運動公園競技場の個人使用の場合には、前項の規定にかかわらず、越谷市立屋外体育施設個人利用券（第3号様式）を交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、予約案内システムを利用して使用許可を受けた者には、越谷市立屋外体育施設使用許可書兼領収書の交付を省略するものとする。

(設備の使用料)

第7条 条例第7条第2項に規定する有料の設備の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

(使用料の納付)

第8条 第6条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書の交付を受ける際に、使用料を納付しなければならない。ただし、予約案内システムを利用した場合又は教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 条例第7条第3項の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 免除

ア 市又は教育委員会が使用するとき。

イ 条例第13条第1項に規定する指定管理者が本来の目的のために使用するとき。

ウ 市内の小学校体育連盟、中学校体育連盟が中央大会を行うとき。

エ 予約案内システムによる使用者が、天災その他使用者の責めに帰

することができない理由により、体育施設を使用することができなくなつたとき。

オ 予約案内システムによる使用者が、条例第9条の規定により使用許可を取り消されたとき。

カ 予約案内システムによる使用者が、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3日前（越谷市民球場又は越谷市立しらこぼと運動公園競技場にあつては7日前）までに使用の取消しの申し出をし、教育委員会がこれを承認したとき。

(2) 使用料（前条に規定する設備の使用料を除く。）の半額に相当する額の減額

ア 市又は教育委員会が共催する行事で入場料等を徴収しないものに使用するとき。

イ 条例第13条第1項に規定する指定管理者が共催する行事で入場料等を徴収しないものに使用するとき。

ウ 市内の社会体育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体又は自治会連合会がスポーツ又はレクリエーション活動等のため使用するとき。

エ 市内の学校（大学を除く。）が教育活動を目的として使用するとき。

オ その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする使用者は、越谷市立屋外体育施設使用料減免申請書（第4号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号エ又はカの規定により使用料の免除を受ける場合の申請書は、省略するものとする。

（使用料の還付）

第10条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に

定めるところによる。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、
体育施設を使用することができなくなったとき。 既納の使用料の全額
- (2) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、
使用単位の3分の1を経過しないうちに体育施設を使用することができなくなったとき。 既納の使用料の半額
- (3) 体育施設を使用する日の3日前（越谷市民球場又は越谷市立しらこぼと運動公園競技場にあつては7日前）までに使用の取消しを申請し、教育委員会が認めたとき。 既納の使用料の全額

2 使用料の還付を受けようとする使用者は、越谷市立屋外体育施設使用料還付請求書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（準備行為等）

第11条 許可を受けた使用時間には、準備及び後片付けの時間を含めるものとする。

（遵守事項）

第12条 体育施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設の備品等は許可なしに搬出しないこと。
- (2) 施設をき損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可を受けないで、飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。

（職員の立ち入り）

第13条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、職員を使用者が使用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、立ち入りを拒むことができない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に越谷市都市公園に関する規則の一部を改正する規則(昭和59年規則第6号)による改正前の越谷市都市公園に関する規則(昭和43年規則第36号)第8条第1項又は第2項の規定により交付された公園内行為許可証及び公園施設使用許可証は、この規則の相当規定に基づき交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現になされている団体登録は、この規則の施行の日から1年間は、第5条第1項の規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(昭和63年教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の越谷市立屋外体育施設条例施行規則の規定は、昭和63年6月1日以後の使用に係る申込みから適用し、同日前の使用に係る申込みについては、なお従前の例による。

(経過措置)

3 改正前に越谷市体育施設の使用に関する規則の規定によりなされた団体登録、手続その他の行為は、この規則によりなされた団体登録、手続、

その他の行為とみなす。

附 則（平成元年教委規則第 1 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 4 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年教委規則第 4 号）

この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 7 号）

この規則は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 10 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の越谷市立屋外体育施設条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 10 年教委規則第 8 号）

（施行期日）

1 この規則中第 1 号様式及び第 2 号様式の改正規定並びに次項の規定は平成 10 年 4 月 1 日から、別表第 1 の改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 1 号様式及び第 2 号様式の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以後になされる申請に係る使用区分について適用し、同日前になされた申請に係る使用区分については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年教委規則第 11 号）

この規則は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式

及び第 2 号様式の改正規定は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年教委規則第 1 8 号）

この規則中別表第 1 陸上競技場の項の改正規定は平成 1 6 年 4 月 1 日から、別表第 1 にしらこぼと運動公園第 2 競技場の項を加える改正規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年教委規則第 1 1 号）

この規則は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年教委規則第 2 0 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 越谷市立屋外体育施設条例（昭和 6 3 年条例第 1 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定により指定管理者に教育委員会が指定する体育施設の管理を行わせるときは、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の越谷市立屋外体育施設条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により教育委員会がした使用に係る手続きその他の行為（当該指定管理者が管理を行う屋外体育施設の施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この規則による改正後の越谷市立屋外体育施設条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定により当該指定管理者がした使用に係る手続きその他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 2 2 年教委規則第 1 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 2 年 1 月 2 8 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年教委規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和6年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の第4号様式の規定により作成されている用紙は、改正後の第4号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1 (第5条関係)

体育施設	申請期間
越谷市立北越谷第五公園野球場	使用日の属する月の2月 前の月の19日から使用 日まで(教育委員会が別に 定めるところによる抽選 の当選者にあつては、使用
越谷市立東越谷第二公園庭球場	
越谷市民球場	
越谷市立越谷総合公園多目的運動場	
越谷市立越谷総合公園庭球場	

越谷市立越谷流通公園サッカー場	日の属する月の2月前の 12日から18日まで)
越谷市立千間台第四公園野球場	
越谷市立大杉公園野球場	
越谷市立川柳公園野球場	
越谷市立しらこぼと運動公園野球場	
越谷市立しらこぼと運動公園庭球場	
越谷市立北越谷第五公園洋弓場	使用日の属する月の2月 前の初日から使用日まで
越谷市立しらこぼと運動公園競技場	
越谷市立しらこぼと運動公園第2競技場	
越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場	
越谷市立平方公園野球場	
緑の森公園越谷市弓道場	
越谷市立北体育館庭球場	使用日の1月前から使用 日まで
越谷市立川柳公園庭球場	
越谷市立出羽公園庭球場	
出羽公園越谷市相撲場	
越谷市立平方公園庭球場	

別表第2（第7条関係）

越谷市民球場設備使用料

設備名	単位	使用単位			
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
スコアボード	一式	4,000円	4,000円	4,000円	12,000円
	〃（文字表示を除く）	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円

放送設備	一式	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
------	----	--------	--------	--------	--------

備考 大会等の午前8時からの使用については、上表中「午前9時」とあるのは、「午前8時」と読み替えるものとする。

越谷市立しらこぼと運動公園競技場設備使用料

設備名	単位	使用単位		
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
写真判定装置	一式	2,000円	2,000円	4,000円
放送設備	一式	1,000円	1,000円	2,000円

備考 大会等の午前6時からの使用については、上表中「午前9時」とあるのは、「午前6時」と読み替えるものとする。

第1号様式(第3条関係)

(越谷市民球場)

越谷市立屋外体育施設使用許可申請書

年 月 日

越谷市教育委員会 宛

(越谷市民球場指定管理者)

申請者 団体名 _____
 住 所 _____
 代表者氏名 _____
 連絡担当者 氏 名 _____
 電話番号 () _____

越谷市立屋外体育施設条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり越谷市民球場の使用許可を申請します。

使用目的		対戦相手の登録番号	
使用日時	年 月 日(曜日)	時から	利用人数 人
	年 月 日(曜日)	時まで	入場人数 人
使用区分	<input type="checkbox"/> 5市1町内 <input type="checkbox"/> 5市1町外 <input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 減免		
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有(円) <input type="checkbox"/> 無		
	入場方法	<input type="checkbox"/> 入場券 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 会員券 <input type="checkbox"/> その他()	
使用施設	<input type="checkbox"/> 野球場 <input type="checkbox"/> 会議室		
使用する設備等	<input type="checkbox"/> スコアボード(□一式 □文字表示を除く) <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 夜間照明(□全点灯 □2/3点灯 □1/3点灯) 時～ 時		
共 催			
後 援			
使用条件			
備 考			
使用施設等	使用時間等		使用料
□野 球 場	□午前 □午後 □夜間 □全日		円
□会 議 室	時～ 時		
□スコアボード	(□一式 □文字表示を除く) □午前 □午後 □夜間 □全日		
□放 送 設 備	□午前 □午後 □夜間 □全日		
□夜 間 照 明	(□全点灯 □2/3点灯 □1/3点灯) 時～ 時		
合 計 納 付 額			円

(越谷市立しらこぼと運動公園競技場)

越谷市立屋外体育施設使用許可申請書

年 月 日

越谷市教育委員会 宛

(越谷市立しらこぼと運動公園競技場指定管理者)

申請者 団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____
連絡担当者 氏 名 _____
電 話 番 号 () _____

越谷市立屋外体育施設条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり越谷市立しらこぼと運動公園競技場の使用許可を申請します。

使用目的			
使用日時	年 月 日(曜日)	時から	利用人数 人
	年 月 日(曜日)	時まで	入場人数 人
使用区分	<input type="checkbox"/> 5市1町内 <input type="checkbox"/> 5市1町外 <input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 減免		
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有(円) <input type="checkbox"/> 無		
	入場方法	<input type="checkbox"/> 入場券 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 会員券 <input type="checkbox"/> その他()	
使用施設	<input type="checkbox"/> 競技場 <input type="checkbox"/> 会議室		
使用する設備等	<input type="checkbox"/> 写真判定装置 <input type="checkbox"/> 放送設備		
共 催			
後 援			
使用条件			
備 考			
使用施設等	使用時間等	使用料	
<input type="checkbox"/> 競技場	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	円	
<input type="checkbox"/> 会議室	時～ 時		
<input type="checkbox"/> 写真判定装置	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日		
<input type="checkbox"/> 放送設備	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日		
合 計 納 付 額		円	

(その他の体育施設)

No. _____

越谷市立屋外体育施設使用許可申請書

越谷市教育委員会 宛
(指定管理者)

年 月 日

越谷市立屋外体育施設条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり越谷市立屋外体育施設の使用許可を申請します。

利用日	時間帯			
設 備／設備内容／付帯設備		基 本 使 用 料	数 量 (回数)	金 額 (円)
使用施設				
使用日時	年 月 日(曜日)	時から 時まで		
夜間照明	利用する ・ 利用しない			
申請団体	団 体 名			
	住 所			
	電 話 番 号			

登 録 者 番 号		利 用 人 数	人
登 録 者 氏 名			

第2号様式(第6条関係)

(越谷市民球場)

越谷市立屋外体育施設使用許可書兼領収書

年 月 日

申請者 団体名 _____
 住 所 _____
 代表者氏名 _____ 様
 連絡担当者 氏 名 _____ 様
 電話番号 () _____

越谷市立屋外体育施設条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり越谷市民球場の使用を許可します。

使用目的			対戦相手の登録番号	
使用日時	年 月 日(曜日)	時から	利用人数	人
	年 月 日(曜日)	時まで	入場人数	人
使用区分	<input type="checkbox"/> 5市1町内 <input type="checkbox"/> 5市1町外 <input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 減免			
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有(円) <input type="checkbox"/> 無			
	入場方法	<input type="checkbox"/> 入場券 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 会員券 <input type="checkbox"/> その他()		
使用施設	<input type="checkbox"/> 野球場 <input type="checkbox"/> 会議室			
使用する設備等	<input type="checkbox"/> スコアボード(<input type="checkbox"/> 一式 <input type="checkbox"/> 文字表示を除く) <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 夜間照明(<input type="checkbox"/> 全点灯 <input type="checkbox"/> 2/3点灯 <input type="checkbox"/> 1/3点灯) 時～ 時			
共 催				
後 援				
使用条件				
備 考				
使用施設等	使用時間等		使用料	
<input type="checkbox"/> 野 球 場	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日		円	
<input type="checkbox"/> 会 議 室	時～ 時			
<input type="checkbox"/> スコアボード	(<input type="checkbox"/> 一式 <input type="checkbox"/> 文字表示を除く) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日			
<input type="checkbox"/> 放 送 設 備	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日			
<input type="checkbox"/> 夜 間 照 明	(<input type="checkbox"/> 全点灯 <input type="checkbox"/> 2/3点灯 <input type="checkbox"/> 1/3点灯) 時～ 時			
合 計 納 付 額			円	
第 号		領 収 印		

年 月 日

越谷市教育委員会 印
 (越谷市民球場指定管理者)

(越谷市立しらこぼと運動公園競技場)

越谷市立屋外体育施設使用許可書兼領収書

年 月 日

申請者 団体名 _____
住所 _____
代表者氏名 _____ 様
連絡担当者 氏名 _____ 様
電話番号 () _____

越谷市立屋外体育施設条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり越谷市立しらこぼと運動公園競技場の使用を許可します。

使用目的			
使用日時	年 月 日(曜日) 時から	利用人数	人
	年 月 日(曜日) 時まで	入場人数	人
使用区分	<input type="checkbox"/> 5市1町内 <input type="checkbox"/> 5市1町外 <input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 減免		
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有(円) <input type="checkbox"/> 無		
	入場方法	<input type="checkbox"/> 入場券 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 会員券 <input type="checkbox"/> その他()	
使用施設	<input type="checkbox"/> 競技場 <input type="checkbox"/> 会議室		
使用する設備等	<input type="checkbox"/> 写真判定装置 <input type="checkbox"/> 放送設備		
共催			
後援			
使用条件			
備考			
使用施設等	使用時間等	使用料	
<input type="checkbox"/> 競技場	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	円	
<input type="checkbox"/> 会議室	時～ 時		
<input type="checkbox"/> 写真判定装置	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日		
<input type="checkbox"/> 放送設備	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日		
合計納付額		円	
第 号	領 収 印		

年 月 日

越谷市教育委員会 印
(越谷市立しらこぼと運動公園競技場指定管理者)

(その他の体育施設)

No. _____

越谷市立屋外体育施設使用許可書兼領収書

年 月 日

越谷市立屋外体育施設条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり越谷市立屋外体育施設の使用を許可します。

利用日	時間帯			
設 備／設備内容／付帯設備		基 本 使 用 料	数 量 (回数)	金 額 (円)
使用施設				
使用日時	年 月 日(曜日)	時から 時まで		
夜間照明	利用する ・ 利用しない			
申請団体	団 体 名			
	住 所			
	電話番号			

登 録 者 番 号		利 用 人 数	人
登 録 者 氏 名			

越谷市教育委員会 印
(指定管理者)

第3号様式(第6条関係)

(表)

年 月 日
越谷市立屋外体育施設 個人利用券 ¥300円 越谷市教育委員会 (越谷市立しらこぼと運動公園競技場指 定管理者)
裏面をご覧ください。

(裏)

注 意
1 この利用による使用料の払い戻しは致しません。
2 係員の指示を必ず守ってください。
3 利用中の事故については、責任を持ちませんので注意してください。
4 当日のみ有効です。

第4号様式(第9条関係)

越谷市立屋外体育施設使用料減免申請書

年 月 日

越谷市教育委員会 宛

申請者 団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____
連絡担当者 氏 名 _____
電 話 番 号 () _____

越谷市立屋外体育施設条例施行規則第9条第2項の規定により、下記のとおり使用料の減額・免除を申請します。

体育施設の名称	
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 分まで
使用中の責任者の住所、氏名及び人員	
使用目的	
減免区分	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 半額

越 第 号
年 月 日

越谷市立屋外体育施設条例第9条第1項第 号 を適用し、使用料を減額・免除します。

越谷市教育委員会 印

第 1 号様式 (第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 6 条関係)

第 4 号様式 (第 9 条関係)

第 5 号様式 (第 1 0 条関係)